

指掌紋の取扱いに関する訓令

昭和44年11月13日

本部訓令第17号

この訓令は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）に基づく指掌紋の取扱いに関し必要な事項を定めたもの。